

指定障害福祉サービス事業者等に対する指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)等に基づく指定障害福祉サービス事業者等である「株式会社BRAVE」(以下「Ⅰの事業者」という。)、 「T. R. Y. 株式会社」(以下「Ⅱの事業者」という。)及び「YOKOICHI株式会社」(以下「Ⅲの事業者」という。)がそれぞれ運営する下記ⅠからⅢまでの事業所について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、Ⅰの事業者については、サービス管理責任者として必要な要件を満たしていない人物を配置するとして内容虚偽の資料を作成したうえで新規事業所指定を受け、指定後も適切なサービス管理責任者の配置を行わないまま、訓練等給付費を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

また、Ⅱ及びⅢの事業者については、利用者がサービスを利用していない曜日や時間帯であるにもかかわらず、利用したものとして虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した事実等を確認しました。

このため、令和8年3月25日付けで、ⅠからⅢまでの事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しましたので報告します。

記

I 対象事業所 ひまわり

1 開設法人の概要

- (1) 名 称 株式会社BRAVE (代表取締役 浅井 梓)
- (2) 所 在 地 京都市南区唐橋高田町21番地7

2 ひまわりの概要

- (1) 所 在 地 京都市南区吉祥院清水町5-1
- (2) 指 定 日 令和6年6月1日
- (3) 管 理 者
- (4) サービスの種類 就労継続支援B型
- (5) 利用者数 21名 (令和8年2月時点) ※定員20名

【就労継続支援B型】

一般企業などに雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与する事業をいう。

3 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

京都府警からの情報提供によって、不正の疑いを把握した。

(2) 監査の実施

令和8年2月9日に、当該事業所に対し法第48条第1項に基づく監査を実施し、以降、2月26日まで、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

Iの事業者は、事業所指定を受けるための申請手続の際、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていない人物Aを管理者兼サービス管理責任者として配置するとして、当該人物Aに係る内容虚偽の実務経験証明書を申請書類に添付して提出し、Iの事業所の指定を受けた。

イ 人員基準違反（法第50条第1項第4号）（法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第199条）

サービス管理責任者について、アに記載する人物Aに替えて令和6年8月10日から配置すると変更の届出があった人物Bについても、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていないにもかかわらず、内容虚偽の実務経験証明書を添付し変更届出書類の提出を行った。

これにより、事業所指定時（令和6年6月）から、人物Bがサービス管理責任者として配置されていた令和7年2月9日までの間、サービス管理責任者として必要な実務経験を満たさない人物をサービス管理責任者として配置し、事業所を運営した。

ウ 不正請求（法第50条第1項第6号）

事業所指定の要件（サービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を請求し、受領した。

【不正請求額 約4,711万円】

4 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年3月26日効力発生）

(2) 処分理由

不正の手段による指定、人員基準違反及び不正請求（法第50条第1項第4号、第6号及び第9号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた訓練等給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	65,950,278円
(不正請求額)	47,107,342円
(加算額)	18,842,936円

5 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとの、Iの事業者において、利用者に対し他事業所のあっせん等がされ、利用者の引継ぎ等は完了している。

Ⅱ 対象事業所 居宅介護支援くりあ及び居宅介護支援ゆあさぼーと

1 開設法人の概要

- (1) 名称 T. R. Y. 株式会社（代表取締役 辻本 将仁）
- (2) 所在地 京都市山科区大宅辻脇町33番地6

2-1 居宅介護支援くりあの概要

- (1) 所在地 京都市山科区東野中井ノ上町14-24
ワンネス21 602号室
- (2) 指定日 平成27年4月1日
- (3) 管理者
- (4) サービスの種類
障害福祉サービス 居宅介護及び重度訪問介護
地域生活支援事業 移動支援
- (5) 利用者数 居宅介護等 10名（令和8年1月時点）
移動支援 5名（ ” ” ）

2-2 居宅介護支援ゆあさぼーとの概要

- (1) 所在地 京都市山科区大宅辻脇町33番地6
- (2) 指定日 平成29年10月6日
- (3) 管理者
- (4) サービスの種類
障害福祉サービス 居宅介護及び重度訪問介護
地域生活支援事業 移動支援
- (5) 利用者数 居宅介護等 3名（令和8年1月時点）
移動支援 0名（ ” ” ）

【居宅介護】

自宅で食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助のほか、通院等の介助を行う事業。

【重度訪問介護】

重度の障害があり常に介護が必要な方に、居宅介護や見守りの支援、外出時の移動の介護等を総合的に行う事業。

【移動支援】 ※法に基づき市町村が実施主体となる地域生活支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、社会参加や余暇活動等の外出の際の移動の介護等を行う事業。

3 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

Ⅱの両事業所が、利用者に対して、サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したものとして虚偽の記録を作成し、介護給付費を請求しているとの通報があった。

(2) 監査の実施

令和8年1月8日及び27日に、Ⅱの両事業所に対し法第48条第1項に基づく監査を実施し、以降、2月20日まで、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

開設法人の代表者はⅡの両事業所の利用者でもあるが、自身のサービス利用（居宅介護支援くりあの居宅介護及び居宅介護支援ゆあさぼーとの重度訪問介護を利用）について、令和3年7月から令和7年10月までの期間において、サービスを利用していない時間帯があったにもかかわらず、利用したものとして虚偽の記録を作成するよう従業者に指示し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

【不正請求額 約88万円】

イ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）（法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第26条第1項）

利用者のサービス利用に際しては、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならないところ、居宅介護支援くりあにおいて作成していない利用者があった。

ウ 法令違反（法第50条第1項第10号）

居宅介護支援くりあが行う重度訪問介護事業について、当該事業と一体的に運営している居宅介護事業において、上記ア及びイのとおり、法に違反する事実が認められた。

また、居宅介護支援ゆあさぼーとが行う居宅介護事業について、当該事業と一体的に運営している重度訪問介護事業において、上記アのとおり、法に違反する事実が認められた。

※ その他、居宅介護支援くりあが行う居宅介護事業において実施していた経管栄養について、社会福祉士及び介護福祉士法に定める、登録特定行為事業者としての京都府への登録の手続きがなされていないことが認められた。

4 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年5月25日効力発生）

(2) 処分理由

不正請求、運営基準違反及び法令違反

（法第50条第1項第5号、第6号及び第10号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた介護給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	1, 234, 550円
(不正請求額)	881, 822円
(加算額)	352, 728円

(4) 「移動支援事業」の指定の取消し（京都市移動支援事業実施要綱第17条第1項第4号に該当）

Ⅱの両事業所が居宅介護及び重度訪問介護の障害福祉サービスの事業所指定と併せて指定を受けている、移動支援事業について、「障害福祉サービス事業所が指定を取り消されたこと」が本市移動支援事業実施要綱に定める指定の取消事由に該当するため、移動支援事業の指定を取り消す。

5 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとの、Ⅱの事業者において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めている。

Ⅲ 対象事業所 訪問介護まねきねこ

1 開設法人の概要

- (1) 名称 YOKOICHI株式会社(代表取締役 横江 一晃)
- (2) 所在地 京都市南区吉祥院石原長田町1番地1桂川ハイツ1号館102

2 訪問介護まねきねこの概要

- (1) 所在地 京都市南区吉祥院石原長田町1番地1桂川ハイツ1号館102
- (2) 指定日 令和3年6月1日
- (3) 管理者
- (4) サービスの種類
障害福祉サービス 居宅介護及び重度訪問介護
地域生活支援事業 移動支援
介護保険サービス 訪問介護
介護型ヘルプサービス及び生活支援型ヘルプサービス事業
- (5) 利用者数
居宅介護等 2名(令和8年1月時点)
移動支援 0名()
訪問介護 6名()
介護型ヘルプサービス及び
生活支援型ヘルプサービス事業 0名()

【訪問介護】

要介護1～5の方に、自宅で食事・排せつ・入浴等の介護、調理・洗濯・掃除等の援助のほか、通院等の介助を行う事業。

【介護型ヘルプサービス】※介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方に、着替え・入浴・排せつ等の身体介護、又はその身体介護と併せて、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う事業。

【生活支援型ヘルプサービス】※介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方に、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行う事業。

3 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

Ⅲの事業所が、利用者に対して、サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したものとして虚偽の記録を作成し、介護給付費を請求している疑いがあることを区役所が把握したほか、通報があった。

(2) 監査の実施

令和7年2月10日、Ⅲの事業所に対し法第48条第1項に基づく監査を実施し、以降、令和8年2月25日まで、提出書類の確認、職員への聴取等の調査を実施した。

主な監査等経過は別紙のとおり。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

利用者Aについて、令和5年4月から令和6年8月までの期間、短期入所の利用期間中に、居宅介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

利用者Bについて、令和5年7月から令和6年12月までの期間、土曜日及び日曜日や夜間の時間帯に、サービスを提供していないにもかかわらず、居宅介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

利用者Cについて、令和7年1月から令和8年1月までの期間において、2人介助が認められていない時間帯にもかかわらず、2人目の介助員として重度訪問介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。また、虚偽の記録の作成にあたっては、サービスを提供していない職員名を無断で使用していた。

【不正請求額 約727万円】

イ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）（法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第30条第1項及び第2項）

管理者が、介護給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制の確保をしておらず、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

また、記録の保存年限について、遵守できていなかった。

※ その他、訪問介護まねきねこが行う重度訪問介護事業において実施していた喀痰吸引及び経管栄養について、社会福祉士及び介護福祉士法に定める、登録特定行為事業者としての京都府への登録の手続きがなされていないことが認められた。

4 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和8年4月25日効力発生）

(2) 処分理由

不正請求、運営基準違反及び法令違反
（法第50条第1項第5号及び第6号に該当）

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた介護給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	10,182,110円
(不正請求額)	7,272,936円
(加算額)	2,909,174円

(4) 「移動支援事業」の指定の取消し（京都市移動支援事業実施要綱第17条第1項第4号に該当）

Ⅲの事業所が居宅介護及び重度訪問介護の障害福祉サービスの事業所指定と併せて指定を受けている、移動支援事業について、「障害福祉サービス事業所が指定を取り消されたこと」が本市移動支援事業実施要綱に定める指定の取消事由に該当するため、移動支援事業の指定を取り消す。

(5) 介護保険サービス事業者の指定の取消し（介護保険法第77条第1項第10号及び第115条の45の9第1項第6号）

Ⅲの事業所が行う訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業（介護型ヘルプサービス及び生活支援型ヘルプサービス事業）について、当該事業と一体的に運営している居宅介護事業及び重度訪問介護事業において、上記3（3）のとおり、法等に違反する事実が認められたため、介護保険サービス事業者の指定を取り消す。

5 利用者への対応

本市が状況把握を行うもとで、Ⅲの事業者において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めている。

IV 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組を進めていく。

- (1) 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、今一度、必要な人員体制の確保をはじめ、法令を遵守し適切に事業所運営を行うよう強く注意喚起した。
- (2) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、不正請求対策の周知を強化し、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、不正請求には厳正に対処する旨をしっかりと伝えていく。

- (3) Iの事案に関して

ア 事業所の指定を受けようとする際に、サービス管理責任者に対し、事業内容等について個別で面談を実施しているが、あらためて記載の経歴や実務経験に疑義がないか確認するほか、国に対して、サービス管理責任者の実務経験を厳格に確認できる提出書類への見直し等の不正防止策等について要望する。

イ 引き続き、障害福祉サービス事業所に赴いて定期的にも実施している運営指導について、就労継続支援B型事業所を重点的に実施していく。

- (4) II及びIIIの事案に関して

ア 全事業所に対して、事業所職員が、サービス提供時間や内容等を正確に記録し、請求などの事務処理にあたっては、ダブルチェック等を行うとともに、利用者から利用実績の確認を受けるよう、周知徹底する。また、実地での運営指導において、確認を行い、指導していく。

イ 利用者に対して、障害福祉サービスの支給決定を受ける区役所・支所における手続の際に、障害福祉サービスの提供を受けるに当たっては、事業所が作成した記録等を、ご自身でしっかりと確認したうえで、署名、押印等をすることが大切であることを再周知する。

併せて、サービス提供を受けたときは、その日時や提供を受けたサービスの内容をメモなどに記録し、保管しておくことを啓発する。

さらに、指定特定相談支援事業所（障害のある方に対して、サービス等利用計画の作成等、障害のある方に提供される障害福祉サービスの総合的な支援を行っている。）からも、サービス等利用計画の見直し等の機会に、改めて上記の旨を周知する。

<主な監査等経過>

I ひまわり

- 1 令和8年2月
京都府警から、ひまわりのサービス管理責任者の配置に係る不正について情報提供あり。
- 2 令和8年2月5日
開設法人の代理人弁護士から、事業所指定当初のサービス管理責任者（人物A）の配置期間に係る訓練等給付費の返還の申出あり。申出の理由は、当該サービス管理責任者が資格要件を満たしていないにもかかわらず、内容虚偽の実務経験証明書を提出して事業所指定を受け、訓練等給付費の支給を申請し、支給を受けたというものであった。
- 3 令和8年2月9日
当該事業所への立入検査を実施。サービス管理責任者の支援状況を把握するため個別支援計画等の関係書類を徴取するとともに、管理者及び従業員からサービス管理責任者の配置状況について聴取を実施した。
- 4 令和8年2月13日
開設法人の代理人弁護士から、事業所指定当初のサービス管理責任者に替えて配置した2人目のサービス管理責任者（人物B）の配置期間に係る訓練等給付費の返還の申出あり。申出の理由は、2月5日の文書と同様、当該サービス管理責任者が資格要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費の支給を申請し、支給を受けたというものであった。
- 5 令和8年3月3日
2人目のサービス管理責任者（人物B）が実務経験を積んでいたとの実務経験証明書を発行した事業所の代表者への聴取を実施。当該代表者から、そのような人物は勤めていなかったし、当該証明書は発行していないとの証言を得た。

II 居宅介護支援くりあ及び居宅介護支援ゆあさぼーと

- 1 令和7年6月
支援を行っていないにもかかわらず、報酬を不正に請求しているなど、不正に係る通報があった。
(以降8月まで、複数回通報があり、その後11月まで通報者から提供された挙証資料の内容の確認や調整を行った。)
- 2 令和8年1月8日
法人代表、サービス提供責任者2名を監査指導課へ呼び出し、聴取を実施した。法人代表に対し、代表から従業員へ不正を指示した内容が分かる挙証資料を提示したうえ追及したところ、代表は不正請求を認めた。

3 令和8年1月27日

事業所への立入調査を実施。1月8日の聴取以降に提出を求めた資料のうち、個別支援計画の作成が確認できない利用者について事業所内で検査したところ、くりあの利用者2名分の個別支援計画の未作成が判明した。また、利用者の支援日報に記載されていた経管栄養についても検査を行ったところ、経管栄養の実施に係る届出の不備を確認した。併せて関係書類を徴取した。

Ⅲ 訪問介護まねきねこ

1 令和6年11月

区役所の職員が、利用者Aについて、短期入所のサービスを利用中に、Ⅲの事業者が重複して居宅介護のサービスを提供したとして介護給付費を請求していることに気付き、情報提供があった。これを受け、調査を開始。

2 令和7年2月10日

当該事業所の代表者及びサービス管理責任者を呼び出し、監査を実施。不正請求の疑いがあるため、後日、書類を提出するよう指示した。また、当該事業者が代表者、事業所名、所在地等を変更している事実があるにもかかわらず、障害保健福祉推進室へ変更届を提出しておらず、提出を速やかに行うよう指導した。

2月11日以降、職員（5名）の聴取を実施した。

3 令和7年5月

当該事業所が喀痰吸引及び経管栄養について京都府への登録の手続きがなされていないにもかかわらず、喀痰吸引等を行っているとの通報があった。これを受け、調査を開始。

4 令和7年6月

当該事業所において、利用者Bについて土日や夜間の支援を行っていないにもかかわらず不正に請求している、利用者Cについて2人介助が必要でない時間にもかかわらず支援したとして請求しているとの通報があった。これを受け、調査を開始。

5 令和7年8月10日

当該事業所から、障害保健福祉推進室に、当該事業所に係る代表者、事業所名、所在地等の変更の届出があった。

6 令和8年2月まで

通報内容について、管理者、元従業員、利用者家族、保健福祉センター職員、他事業所職員からの聴取や書類確認を行った。その結果、請求の内容が事実と異なることを確認した。